

06 外務省(特区第14次 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係 府省庁
060010	外国人に関する年金制度の見直し	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定等、社会保障協定の実施に伴う健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び厚生年金保険法の特例等に関する法律等	<p><社会保障協定の締結等の状況></p> <p>社会保障協定については、ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス及びカナダとの間で発効済み、オーストラリア、オランダ、チェコ及びスペインとの間で署名済みである。また、イタリアとの間では2008年11月に大筋合意に至った。2009年にはアイスランドとの間で政府間交渉を開始する予定であり、現在、ハンガリー、スウェーデン及びスイスとの間では当局間協議を行っているところ。さらに、ルクセンブルクとの間では、2008年1月に両国実務者間で社会保障制度に関する情報交換を行ったところである。</p> <p><脱退一時金制度の現状></p> <p>当省としてコメントする立場がない。</p>	外国人研究者等の年金加入期間が通算されるよう、日本と母国との間の社会保障協定締結国を拡大するとともに、未締結国の外国人研究者が受給資格期間を満たさずに帰国する場合の脱退一時金について、在留期間5年の納付期間に対応した支給を行う。	<p>世界最大の大型放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。</p> <p>外国人研究者に加入が義務付けられている年金についても、その脱退一時金の支払いに関し見直し要望があることから、社会保障協定対象国の拡大を求めるとともに、脱退一時金支給の見直しを行うことにより、外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。</p> <p>提案理由:</p> <p>社会保障協定により年金の二重加入等の問題の解決が図られてきているが、未だ協定未締結の国があり、それらの国からも実際に研究者を受け入れている(ロシア、ポーランド等)ことから、受け入れた外国人研究者の年金について、取扱いの格差をなくすため、早急に当該協定の締結をお願いしたい。</p> <p>また、外国人研究者に対しては、受給資格を満たさない場合に脱退一時金の請求が可能であるが、保険料納付期間が3年までの場合はその期間にあわせて段階的に脱退一時金が支給されるものの、3年以上では一定額しか支給されない。在留資格「特定活動」を有する外国人研究者の在留期間が3年から5年に延長された以上、脱退一時金の上限も5年とするのが適当であり、納付期間に対応した支払いを可能としていただきたい。</p>	C	I	<p><社会保障協定締結の推進について></p> <p>社会保障協定は、我が国と締結相手国との間で、外国人研究者を含む人々の往來を促進するとの意義を有している。今後ともかかる観点を踏まえ、協定締結に向けた取組を一層促進していくこととしている。</p> <p>社会保障協定締結については、相手国の社会保障制度における社会保険料の負担の規模、在留邦人や進出日系企業等の状況、経済界からの具体的要望の多寡、二国間関係、我が国と相手国の社会保障制度の違いなどを総合的に考慮した上で、優先度の高い国から順次交渉を行っている。</p> <p>なお、ご指摘のあったロシア、ポーランドとは、現時点において、社会保障協定の締結に向けた具体的な予定はないものの、これらの国との交渉についても上記に照らし判断すべきものと考えている。</p> <p><脱退一時金制度について></p> <p>当省として回答する立場にはない。</p>		1072010	外国人に関する年金制度の見直し	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	外務省 厚生労働省